

改正

平成29年3月23日条例第7号

兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 次代の林業を担い、地域における林業の振興等に指導的な役割を果たすことができる者を養成するとともに、森林に関わる人材等を幅広く育成することにより、持続可能な森林経営の展開を図り、もって水源のかん養、地球温暖化の防止その他の森林の有する多面にわたる機能の増進及び豊かな自然を有する地域の活性化に寄与するため、兵庫県立森林大学校（以下「大学校」という。）を置く。

(位置)

第2条 大学校の位置は、宍粟市一宮町能倉とする。

(業務)

第3条 大学校は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 次代の林業を担い、地域における林業の振興等に指導的な役割を果たすことができる者を養成するための教育を行うこと。
- (2) 林業従事者に対し、専門的な技術等を習得させるための研修を行うこと。
- (3) 森林に関わる人材を育成するための研修を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大学校の目的を達成するために必要な業務

(修業年限)

第4条 前条第1号の教育に係る大学校の修業年限は、2年とする。

(入学資格及び入学等の許可)

第5条 大学校に入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校を卒業した者又は大学校の長（以下「大学校長」という。）がこれと同等以上の学力があると認めた者で40歳以下のものとする。

2 大学校に入学しようとする者は、大学校長の許可を受けなければならない。

3 第3条第2号又は第3号の研修を受講しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(授業料等の徴収等)

第6条 県は、大学校に入学した者から授業料を、前条第2項の許可を受けた者から入学料を、大学校の入学試験を受けようとする者から入学考査料を徴収する。

2 前項の授業料、入学料及び入学考査料（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

(1) 授業料 月額9,900円

(2) 入学料 5,650円

(3) 入学考査料 2,200円

(授業料等の不還付)

第7条 既に納めた授業料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(授業料等の免除)

第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

(入学等の許可の取消し)

第9条 知事又は大学校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第2項又は第3項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第5条第2項又は第3項の許可を受けたとき。

(2) 大学校の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 大学校の管理者の指示に従わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、大学校の管理上支障があるとき。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、大学校の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(入学の許可等に係る準備行為)

2 第5条第2項の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条から第9条までの規定の例により行うことができる。

(位置の特例)

3 施行日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「宍粟市

一宮町能倉」とあるのは、「宍粟市一宮町安積」とする。

附 則（平成29年3月23日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。